

○ 総務省告示第九十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第二十四条第三十六項及び別表第三号72の規定に基づき、無線設備の不要発射の強度の許容値その他の条件を次のように定める。

令和八年三月二十四日

総務大臣 林 芳正

一 無線設備規則別表第三号72に規定する総務大臣が別に告示する不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

1 無線設備が搬送波を送信している状態にあるとき、又は無線設備が搬送波を送信可能な状態にあつて送信を停止している状態にあるときは、次の表の上欄に掲げる周波数帯の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる許容値とする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
一・〇 GHzを超え二・〇 GHz以下	最大指向方向から七度を超える方向に輻射される任意の一MHzの帯域幅における不要発射の等価等方輻射電力が（一）六七デシベル（一ワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値

<p>1.0 GHz を超え 3.4 GHz 以下</p>	<p>最大指向方向から七度を超える方向に輻射される任意の 1 MHz の帯域幅における不要発射の等価等方輻射電力が (一) 六一デシベル以下の値</p>
<p>3.4 GHz を超え 10.7 GHz 以下</p>	<p>最大指向方向から七度を超える方向に輻射される任意の 1 MHz の帯域幅における不要発射の等価等方輻射電力が (一) 五五デシベル以下の値</p>
<p>10.7 GHz を超え 21.2 GHz 以下</p>	<p>最大指向方向から七度を超える方向に輻射される任意の 1 MHz の帯域幅における不要発射の等価等方輻射電力が (一) 四九デシベル以下の値</p>
<p>21.2 GHz を超え 27.0 GHz 以下</p>	<p>最大指向方向から七度を超える方向に輻射される任意の 1 MHz の帯域幅における不要発射の等価等方輻射電力が (一) 四三デシベル以下の値</p>
<p>27.0 GHz を超え 28.2 GHz 以下</p>	<p>最大指向方向から七度を超える方向に輻射される任意の 1 MHz の帯域幅における不要発射の等価等方輻射電力が (一) 四五デシベル以下の値</p>

<p>二八・二 GHz を超え二八・三五 GHz 以下 (注)</p>	<p>最大指向方向から七度を超える方向に輻射される任意の 1 MHz の帯域幅における不要発射の等価等方輻射電力が (一) 三五デシベル以下の値</p>
<p>二九・一 GHz を超え二九・五 GHz 以下</p>	<p>最大指向方向から七度を超える方向に輻射される任意の 1 MHz の帯域幅における不要発射の等価等方輻射電力が (一) 四五デシベル以下の値</p>
<p>三〇・〇 GHz を超え三一・一五 GHz 以下 (注)</p>	<p>最大指向方向から七度を超える方向に輻射される任意の 1 MHz の帯域幅における不要発射の等価等方輻射電力が (一) 三五デシベル以下の値</p>
<p>三一・一五 GHz を超え六〇・〇 GHz 以下</p>	<p>最大指向方向から七度を超える方向に輻射される任意の 1 MHz の帯域幅における不要発射の等価等方輻射電力が (一) 四三デシベル以下の値</p>

注 二八・三五 GHz を超え二九・一 GHz 以下又は二九・五 GHz を超え三〇・〇 GHz 以下の周波数の電波を使用するときは、二八・二 GHz を超え二八・三五 GHz 以下又は三〇・〇 GHz を超え三〇・五 GHz 以下の周波数であつて、送信周波数帯域の中心周波数からの離調が五〇〇 MHz 以内のものについて

ては、本表に掲げる不要発射の強度の許容値を適用しないことができる。この場合において、送信周波数帯域の中心周波数からの離調が占有周波数帯幅の五〇%を超え一〇〇%以下の周波数帯については、最大指向方向から七度を超える方向に輻射される任意の四kHzの帯域幅における不要発射の平均電力は必要周波数帯幅内における四kHzの帯域幅当たりの平均電力から二五デシベル以下の値、送信周波数帯域の中心周波数からの離調が占有周波数帯幅の一〇〇%を超え二五〇%以下の周波数帯については、最大指向方向から七度を超える方向に輻射される任意の四kHzの帯域幅における不要発射の平均電力は必要周波数帯幅内における四kHzの帯域幅当たりの平均電力から三五デシベル以下の値とする。

- 2 無線設備が搬送波を送信不可な状態にあるときは、次の表の上欄に掲げる周波数帯の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる許容値とする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
一・〇GHzを超え二・〇GHz以下	最大指向方向から七度を超える方向に輻射される任意の一MHzの帯域幅における不要発射の等価等方輻射電力が (一) 六八デシベル(一ワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値

11.0 GHz を超え 10.7 GHz 以下	最大指向方向から七度を超える方向に輻射される任意の 1 MHz の帯域幅における不要発射の等価等方輻射電力が (一) 六二デシベル以下の値
10.7 GHz を超え 11.2 GHz 以下	最大指向方向から七度を超える方向に輻射される任意の 1 MHz の帯域幅における不要発射の等価等方輻射電力が (一) 五六デシベル以下の値
11.2 GHz を超え 60 GHz 以下	最大指向方向から七度を超える方向に輻射される任意の 1 MHz の帯域幅における不要発射の等価等方輻射電力が (一) 五〇デシベル以下の値

11 無線設備規則第二十四条第三十六項に規定する総務大臣が別に告示する副次的に発する電波等の  
 限度は、前項2の表の上欄に掲げる周波数帯の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる許容値を  
 超えないものであることとする。